

※ 申請には自治体の記入用紙も必要ですので必ずそちらもお持ち下さい ※

## 助成金作成申込書

申込日： R . .			
ID：	フリガナ 女性名前	年齢：	歳
ID：	フリガナ 男性名前	年齢：	歳
ご連絡先		既婚 . 未婚	
受取方法	窓口 / 郵送 (別途費用 ¥550 税込)	受取り印	

男性名前の欄に必ず記入が必要なのはTESE・一般で申請の場合です。不育検査もご主人様がしている場合は記入が必要です。

### ※申請期限※

- ・ 特定不妊→判定日の年度末
- ・ 一般→検査開始から1年
- ・ 不育→検査終了から半年

作成完了をメールにて連絡 ※郵送の場合は、封筒の宛名書きもお願い致します。

見落としがちですが  
作成完了次第アプリでの  
連絡必要ならチェックを

書類作成完了まで最大で3週間ほどお時間を頂戴致します。

それを踏まえて受け取り方法に○を付けて下さい。

※作成を早める等の希望はお受け出来兼ねますのでご了承ください※

※ご依頼後の返金対応は致しかねますのでご理解の上ご提出をお願い致します※

▼書類1枚につき、申込書1枚提出して下さい▼

### ◆申請内容詳細

( 枚 / 枚 )

男性不妊治療を含む

申請期間内すべてを算定したい方は  
こちらにチェックを。

期間内全額計算

【申請期間： / ~ / 分】

日付指定 ( )

特定の日付のみで算定したい方はこちらに  
チェックし、希望日をカッコ内に  
記入ください。

※手続きをスムーズに進めて頂けるよう、助成限度額以上であれば、最小限の領収書提出 (採卵/胚移植当日の費用等) を推奨しています。

自治体によっては、治療期間全ての領収書の提出を求められることもあるので、ご確認の上、□にチェックをお願いします。

申請期間 (下記ご参照の上、**ご自身で必ずご確認・ご記入下さい**)

治療区分 【 A . B . C . **D** . E . F / 一般 / 不育 / TESE 】  医師の判断

#### A:新鮮胚移植を実施

→申請期間：採卵周期スケジュール開始～新鮮胚移植後の妊娠判定日

#### B:採卵から凍結融解胚移植に至る一連の治療を実施

→申請期間：採卵周期スケジュール開始～凍結胚移植の妊娠判定日

#### C:以前に凍結した胚による胚移植を実施

→申請期間：凍結胚移植スケジュール開始～妊娠判定日まで

#### **D:医師の判断が必要です(東京都のHPのQ&A参照)**

直接医師にご相談ください。

#### E:受精できず、または、胚の分割停止、変性などの異常受精等による中止

→申請期間：採卵周期スケジュール開始～採卵後診察

#### F:採卵をしたが卵を得られない、または、状態の良い卵子が得られないため中止

→申請期間：採卵周期スケジュール開始～採卵日

一般：申請期間：初診～特定不妊治療に入る前

不育：申請期間：不育症採血日もしくは検査終了日(流産歴が最低1回ある方※化学流産は含みません)

男性不妊：申請期間：手術日のみ

【重要】今年度の申請回数に関して。今年度初めてですか？ ( はい ・ いいえ )

→「いいえ」の場合、申請回数や条件について自治体に必ず「ご自身で」ご確認をお願い致します。その際、担当者様のお名前のお控えもして頂きますと幸いです。ご依頼後はいかなる理由があっても返金は致しかねます。

※年収撤廃の為、治療期間は遡って申請できます※

例) B申請の場合：治療終了(妊娠判定)が年度内であれば遡って申請出来ます。

※申請期限等は東京都を基準としているため詳細はお住まいの自治体にご確認下さい※

# 書き方見本

例) 採卵スケジュール開始1/10・採卵日1/25・移植日4/16・妊娠判定日4/30

## 助成金作成申込書

申込日：R ** . * . **		
ID：***	フリガナ 女性名前 リプロ 花子	年齢： ** 歳
ID：	フリガナ 男性名前 <small>※男性不妊治療分が必要な場合に記入</small>	年齢： 歳
ご連絡先	000 - 0000 - 0000	既婚 ・ 未婚
受取方法	<b>窓口</b> / 郵送 (別途費用 ¥550 税込)	受け取り 印

作成完了をメールにて連絡要 ※郵送の場合は、封筒の宛名書きもお願い致します。

..... ▼書類 1 枚につき、申込書 1 枚提出して下さい▼ .....

◆申請内容詳細 ( 枚 / 枚 )  男性不妊治療を含む  
 期間内全額計算

【申請期間： 1/10 ~ 4/30 分】  日付指定 ( 1/25・4/16

※手続きをスムーズに進めて頂けるよう、助成限度額以上であれば、最小限の領収書提出 (採卵/胚移植当日の費用等) を推奨しています。

自治体によっては、治療期間全ての領収書の提出を求められることもあるので、ご確認の上、にチェックをお願いします。

治療区分 【 A ・ **B** ・ C ・ D ・ E ・ F / 一般 / 不育 】  医師の判断

● (D) を申請の方へ/下記確認をしていただきましたら作成いたします●

(D) での申請は厚生労働省の決まりにより「患者の体調悪化により、胚移植はもはやできない」と主治医が判断して中止した時、又は採卵を伴う移植時に融解の段階で移植できなくなった時に限ります。  
 治療成功による妊娠により中止などは助成の対象となりません。

詳しくは[東京都のホームページのQ&A](#)を参照ください

治療区分が不明、または「医師の判断基準に委ねる」という自治体もございますので、その場合は、にチェックをお願いします。

治療区分
A：新鮮胚移植を実施
B：採卵から凍結融解胚移植に至る一連の治療を実施
C：以前に凍結した胚による胚移植を実施
D：体調不良により胚移植のめどが立たず治療終了
E：受精できず、または、胚の分割停止、変性などの異常受精等による中止
F：採卵をしたが卵が得られない、または、状態のよい卵子が得られないため中止

### ◆助成金申請の回数について

申請の回数にはご年齢や状況によって制限がございますので、ご自身で自治体にお問い合わせください。  
 また、出産した場合と妊娠12週以降に死産に至った場合、回数はリセットすることができます。こちらも併せてご確認ください。(本人申請)

**★申請にはいくつかの制約がございます。必ず事前に各自治体にお問い合わせ下さい。**

(自治体ごとに判断基準が様々であり、全てを当院で把握しかねますのでご了承下さい。)